

誤った税額決定通知書（1名分）の送付について

7月28日、区民からの申し出により、氏名、住所、マイナンバーなどの個人情報が記載された税額決定通知書1名分が誤送付されていたことが判明しました。

1 経過

7月28日、区役所国保年金課窓口にて、区民（Aさん）から国民健康保険料額の照会の申し出があり調査したところ、Aさんの所得に第三者（Bさん）の所得が合算されていたことが判明。さらに、このAさんのマイナンバーや氏名などの個人情報が記載された税額決定通知書が、今年5月11日に、Bさんの勤務先に誤送付されていたことが判りました。

その原因は、課税課の担当者がシステムに税情報を入力する際、BさんのデータにAさんの整理番号を誤って入力してしまったために、所得額が2名の合算額となってしまったことによるものです。その結果、Bさんの勤務先にAさんの税情報が発送されました。

なお、Aさんのマイナンバーは、Bさんの勤務先に送付した税額決定通知書の一覧リスト（紙ベース）のみに記載がありましたが、勤務先では事務処理上、この一覧リストは使用せず、施錠保管庫内に保管していたため、誤送付されたマイナンバーが、さらに流出する事態には至っていないことが確認されています。

2 誤送付した個人情報

税額決定通知書

○一覧リスト：1通（うち1名分）

記載内容：氏名、住所、マイナンバー、特別区民税・都民税額

○個人宛の単票通知：1通（未開封の状態で回収）

記載内容：表側には、氏名、住所、内側には、特別区民税・都民税額（マイナンバーは記載なし）。

3 誤送付への対応

Aさんには、所得金額及び国保料を正しい額に修正処理した上で、説明と謝罪を行いました。個人宛の単票通知は未開封の状態で回収済みで、一覧リストについても勤務先から至急回収する予定です。

また、Bさんには、事務上の誤りがあったことを説明するとともに、すでに勤務先で本来より多く徴収された税額の調整を行うことにしています。

4 今後の対策

こうした事案の再発防止に向け、誤入力を防ぐためのチェック体制の見直しや事務処理手順の改善などの対策を行います。さらに、本事案を踏まえ、全職員に対して個人情報の正確かつ適切な取扱いについて、改めて周知徹底を図ってまいります。

5 区長のコメント

「マイナンバーをはじめとした個人情報の誤送付につきまして、心よりお詫び申し上げます。このようなことは区民の信頼を揺るがすもので、絶対にあってはならないことであり、再発防止を徹底するよう強く指導してまいります。」

【問い合わせ先】

区民生活部課税課：03-3312-2111 内線1201